

出版社への権利付与について ~出版美術家の立場から~

2013/05/29 日本美術著作権連合

現状（※「現状」のみ（社）日本児童出版美術家連盟の立場から）

児童書ではまだ電子書籍化はほとんど進んでおらず、児童書出版社の多くが近い将来においても、電子書籍の刊行計画をもっていない。また、海賊版などの侵害行為も絵本にはまだ及んでいない。契約の現状は、出版社から電子出版の権利を入れ込んだ契約書（具体的な出版の計画は未定）への合意を強く求められない限り、紙のみの契約が交わされており、現段階では特に問題は感じられない。

出版社への権利付与の方策について

美著連は（C）訴権の付与を最も望ましいとするものの、いくつかの条件のもとであれば、（B）出版権の整備を考える余地はあると思っている。条件としては、

- ① 出版社が海賊版対策に真剣に取り組むと約束する。
- ② 出版社が著作権者の権利と利益を現状より縮小しないと約束する。
- ③ 委員会が中心となって、法改正と並行し、著作者の権利や公平な利益配分に配慮した電子書籍の契約書ひな形づくりに取り組む努力をする。

出版権の整備の議論はそのうえでのことであるが、現在公表されている提言をもとに議論を進めるべきかどうかは疑問だ。特に中山提言についてはいくつかの問題点があると思う。

●提言全般について

提言は、原則に特約をつけることで著作権者が契約内容をコントロール出来る形になっているが、原則が著作権者の許諾の機会を減らす形で作られていることと、それを禁止する特約をつけるには著作権者から申し出なければならない、となっていることは問題だ。

なぜなら、特約を出版社に言い出せる著作者はよいが、言い出しにくい（立場の弱い）著作者もいるからだ。言い出せたとしても、特約を受け入れてもらえる著作者もいれば、もらえない著作者もいるだろう。また、特約を言い出すことで出版社との関係が悪化し仕事を失うのでは？という不安もあると思う。何より契約に不慣れな新人にとっては、特約を自分から申し出る事は難しい。

「紙の契約が電子におよぶ」「再許諾可」などの出版社側の便宜のための特約については、著作者ではなく出版社側から申し出る（その過程で、特約の意味を出版社が著作者に説明し理解を得る）のを原則とすべきだ。

●提言説明①について

具体的な電子出版の予定がないままに紙の契約をした場合でも、契約が電子に及ぶことに反対する。

もし「出版権が電子にも及ぶ」ことになっても、契約時に電子出版の予定がない場合はこのひな形では契約できない、あるいは、一定の期限内に電子出版が行われなかった場合、自動的に電子出版の権利のみ消失する、などの仕組みが必要。

●提言説明②について

電子と紙両方について「出版社は再許諾のために著作者の許諾を得なくてよい」という事には反対。

【1】 紙の再許諾について。

具体的なケースとして、文庫化を親本の出版社が行わず他社に再許諾する事がよくあるが、現行の契約書では両者協議の上決定後、別途契約となっている。しかし提言では、他社での文庫化は著作者の意志に関わらず出版社が単独で決定できることになる。また、文庫化のオファーが複数の出版社から来た場合、その選定にも著作者の意見が反映されなくなる。

原則のままの契約書に特約をつけずにサインした場合、著作者の権利は現行の契約より縮小する。

【2】 電子の再許諾について。

電子書籍のデータ製作や配信の機能を自社で持っていない出版社が多いことを考えれば、電子については「再許諾可」とすることも理解できるところがある。

しかし絵本などにおいては、再許諾の際に電子書籍の版面を画家が監修できないということが生じないように、監修を保証することが必要だ。

●提言③について

出版社が特定の版面を対象として、複写利用などにも権利を拡張できるとすることには反対。

「など」という表現は曖昧で、契約の時点で双方の解釈が完全に一致している確証がないため、著作者自身が著作物を活用する際の自由度が狭まる可能性がある。

日本美術著作権連合（略称・美著連）

<構成団体>

東京イラストレーターズソサエティ

(社) 日本グラフィックデザイナー協会

(社) 日本児童出版美術家連盟

日本出版美術家連盟

日本図書設計家協会

日本理科美術協会

(社) 日本美術家連盟